

令和2年度若年技能者人材育成支援等事業に係る推進計画

[北海道技能振興コーナー]

【事業目的】

若者のものづくり離れ、技能離れがみられる中、若者が進んで技能者を目指す環境の整備や産業の基盤となる高度な技能を有する技能者の育成等が課題となっている。

このため、「若年技能者人材育成支援等事業」を推進することにより、若年技能者の人材育成、技能尊重気運の醸成等を図ることを目的とする。

【計画の概要】

(地域における技能振興事業)

1 技能五輪全国大会予選の実施等

(1) 技能五輪全国大会の予選の実施

若年者の技能レベルの向上等を図るため、技能五輪全国大会の予選を実施するとともに、技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加を支援する。

(2) 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施

参加選手及び選手の指導員の旅費並びに工具等の運搬費の援助を行い、大会参加を促進する。

2 ものづくりの魅力、技能者の持つ技能を伝えるための取組

(1) ものづくりマイスター、ITマスター及びそれ以外の熟練技能者の活用

(ア) 技能五輪等技能振興フェアの開催

若年が進んで技能者を目指す環境を整備し技能尊重の気運の醸成を図るため、各種競技大会（技能五輪全国大会や若年者ものづくり競技大会）のパネル展や、出場選手の競技課題作品、さらには、ものづくりマイスターや熟練技能者の作品を展示し、関係者だけでなく、地域住民や一般来場者等に広く周知する。

(イ) 地域イベント等でのものづくり体験教室の開催

地域住民に向けたイベントを企画する団体等と共催し、ものづくりマイスターやそれ以外の熟練技能者を活用したものづくり体験教室、製作実演や職業の内容等を組み合わせたイベントを実施する。

(ウ) ものづくりマイスター等以外の熟練技能者の派遣

ものづくりマイスター等認定職種以外に、講義、実技指導等の要望があった場合は、限定されている職種の範囲内で学校等への派遣を行う。

(2) 技能競技大会展の実施

ブロックごとのイベントに際しては、センター、幹事県を始め、各コーナーと協力して取り組む。

(3) 技能士展の実施

ブロックごとのイベントに際しては、センター、幹事県を始め、各コーナーと協力して取り組む。

(4) 「地域発！いいもの」応援事業の実施

「地域発！いいもの」の募集に係る周知、応募書類の受付及びセンターへの提出等を行う。

(5) グッドスキルマーク事業の実施

「グッドスキルマーク」の募集に係る周知、応募書類の受付及びセンターへの提出等を行う。

(ものづくりマイスター等の認定、登録に関する業務)

1 ものづくりマイスター等の開拓

関係団体及び事業所に認定申請案内を送付したうえで、ものづくりマイスター、ITマスター及びテックマスターの認定者のいない職種及び認定者が少数の地域を中心に関係団体及び事業所を訪問し、改めて事業の趣旨説明を行い、ものづくりマイスター等認定者の拡大に努める。

2 ものづくりマイスター等への説明

ものづくりマイスター等には活動条件、指導実施後の報告事項等について、文書より通知し、説明を行い、円滑な指導を図る。また、職業訓練指導員免許非保持者については、指導技法等講習を受講する必要があることを伝える。

3 申請書類の取りまとめ

ものづくりマイスター等の認定申請書類の作成支援を行い、指定期日までにセンターに提出する。

4 ものづくりマイスター等に対する研修

ものづくりマイスター等の指導力向上を図るため、センターが準備する教材を活用して指導技法等講習を実施する。

また、センター主催の研修等について、関係職種に該当するものづくりマイスター等を派遣する。

(ものづくりマイスター等の活用に係る業務)

1 若年技能者の人材育成に係る相談・援助

北海道技能振興コーナー窓口において、技能振興コーディネーターを配置し、技能競技大会課題等を活用した若年技能者の人材育成に係る取組方法、訓練施設、設備等のコーディネートや実技指導の相談援助及びものづくりマイスターの派遣コーディネート等を行う。

また、中小企業や工業高校等からの若年技能者の人材育成に係る実技指導の要請に対してもものづくりマイスターの派遣コーディネートを行う。

2 「目指せマイスター」プロジェクト

(1) 「ものづくりの魅力」発信

小中学校の児童・生徒、教師、保護者等に対して、ものづくりマイスターを派遣し、講義、ものづくり体験を通じて、技能の魅力、技能者の社会での役割について授業を行う。

(2) 「ITの魅力」発信

小中学校の児童・生徒に対して、ITマスターを派遣し、講義、情報関係技術の実技体験を通じて、情報技術に関する興味を喚起する授業を行う。

(3) 若者に対する「ものづくりの魅力」発信

地域若者サポートステーションに対して、指導可能なものづくりマイスターの情報提供を行い、要望があった場合に派遣を実施する。

(4) ものづくりマイスターの働く職場での職場体験実習

自ら事業を営んでいるものづくりマイスターに対し、職場体験実習の可否について調査を行いつつ、ものづくり体験指導を含む職場体験実習を実施する。

(連携会議の設置・運営)

1 連携会議の設置

若年技能者の人材育成、技能尊重気運の醸成を図るとともに、本事業を効果的に進め、相互に連携・協力を強化するため、行政機関、公共職業能力開発機関、教育関係機関、商工・経済団体、技能士会、地域職業訓練センター及び地方技能訓練協会等を構成員とする北海道若年技能者人材育成支援等事業連携会議を設置・開催し本事業の推進計画案や実施計画の策定、事業の進捗状況の管理を行う。

2 連携会議の開催回数

連携会議を開催し、第1回目は実施計画に関することを協議するため、5月頃を予定、第2回目については、進捗状況や目標達成のために必要な事項、さらには次年度の推進計画の策定等を協議するため12月に実施する。